

CM 業務役割分担表（例）における前提条件について（建築）

<前提条件>

1. CM 業務を導入するタイミングは個別の事業内容や発注者体制により異なるが、基本計画業務が発注される段階から導入されることを前提とした。
2. 技術職員及び事業に係る業務経験が少ない地方公共団体を想定した。
3. 事業は地方公共団体の本庁舎建替事業で、補助金や交付金を申請するような場合を前提とした。
4. 入札契約方式（発注方式）は従来方式（設計施工分離発注方式）とした。
5. 業務項目は「CMR が関与した場合の発注者の業務内容」とした。
6. 設計者選定方法は技術的な評価を行うプロポーザル方式や総合評価落札方式にて実施した場合とした。
7. 施工者選定方法は総合評価落札方式にて実施した場合とした。

※「事業関係者」における「発注者」の種別は、実際の事業の内容や各地方公共団体の体制にあわせて適宜更新・修正して使用する必要がある。

※本 CM 業務役割分担表例を参考に適宜必要な業務内容や項目を選定して使用することとなるが、これらの項目は CM 業務の業務報酬に連動することには注意が必要となる。

など

<用語の定義> （※前提条件と併せ、役割分担表に係る用語の定義を掲載）

・確認：*****

・助言：*****